

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月5日

照会部署名 東大阪年金事務所 厚年適用調査課
照会担当者 藤原 由起子
連絡先 06-6722-6001

業務実施部署の長の確認 高畠

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-069	本部受付番号 No.2010-825
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

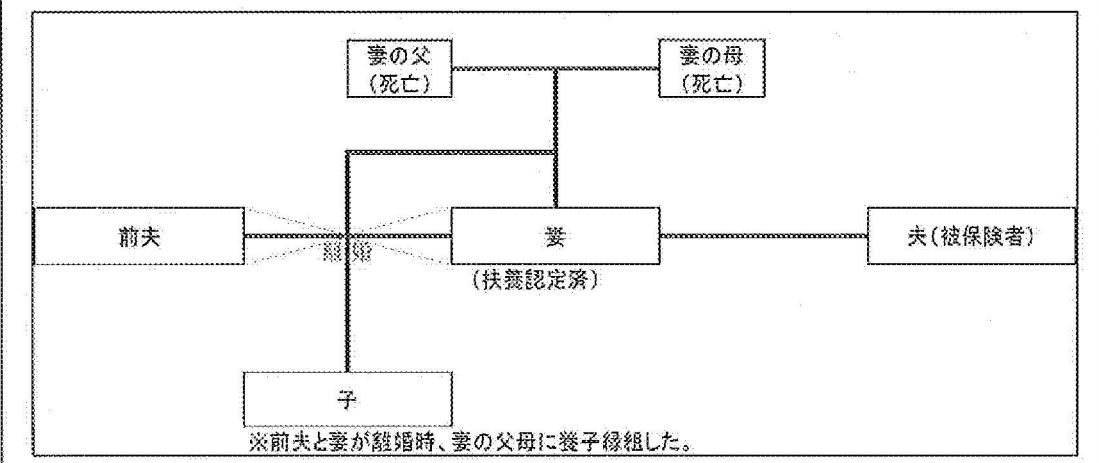
(案件)

扶養認定について

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

被保険者の扶養家族となっている妻の普通養子として、妻の父母に縁組された。子を扶養対象者として認定することができるかご教示願います。
扶養状況は、生計維持関係があり、世帯分離しているが、同居はしています。



(ブロック本部回答)

民法で、普通養子の場合は実親子の関係は残るとなっているので、妻の父母に養子縁組されても、妻の子としての関係は変わらない。したがって、被保険者の三親等内の親族で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者であれば、認定は可能と思われます。

しかしながら、諸規定等に明記されていませんので、機構本部へ照会してください。

回答日 平成 22 年 8 月 00 日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援グループ長）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

貴ブロック本部のご見解のとおり。

民法 809 条の解釈によれば、普通養子となった場合は、実父母側との親族関係はなくならないことから、実親の配偶者である被保険者の三親等内の親族になる。したがって、被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者であることを確認できれば、被扶養者として認定しても差し支えないと思料する。

回答日 平成 22 年 8 月 23 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上